



障がいのある児童生徒の就学先決定について

障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正（平成25年9月1日から施行）が行われました。



従来の就学先決定の考え方

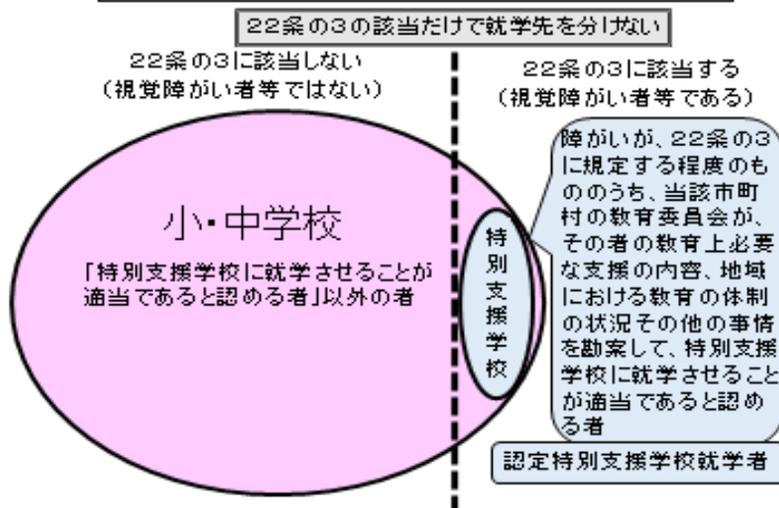
学校教育法施行令第22条の3「視覚障がい者等の障がいの程度」に該当する児童生徒は、原則、特別支援学校への就学とし、市町村教育委員会が特別の事情があると認める場合には、「認定就学者」として小・中学校へ就学することを可能としていました。

新しい就学先決定の考え方

☆NEW !!

新しい就学先決定の考え方

学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいのある児童生徒は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みになりました。



【まとめ】

障がいのある子供の年齢及び能力に応じて、かつ、その子供の特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある子供が障がいのない子供と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることが基本的な考え方となります。

このため、市町村教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、関係機関との連携等を通じて、保護者に対して就学に関する手続き等についての十分な情報提供を行うことが大切です。



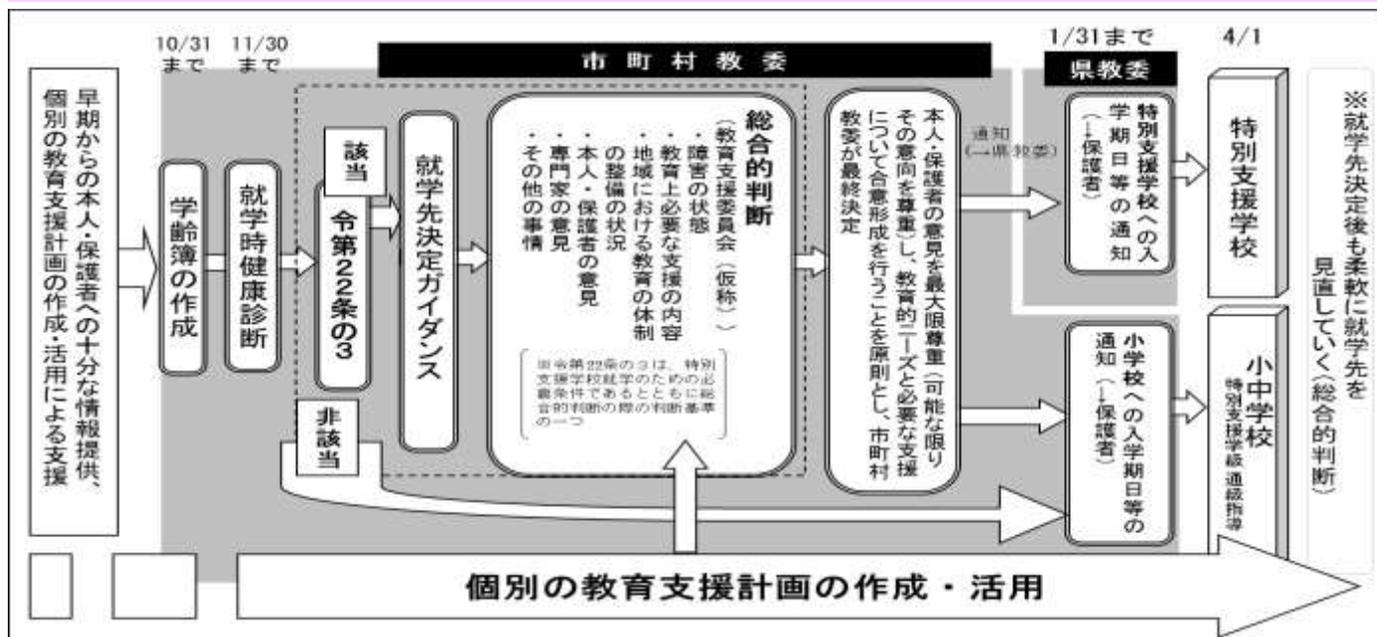


障がいのある子供の就学について、 どのように手続きを進めればよいですか？



市町村教育委員会に義務づけられている就学手続きとしては、10月末までの新入学者の学齢簿の作成、11月末までの就学時健康診断の実施があります。

就学先の決定に関しては、早期からの支援やこれらの手続き等を経て、当該の子供が学校教育法施行令第22条の3に該当する場合は、市町村教育委員会が、子供の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者や専門家の意見などを総合的に勘案して、適切な就学先を決定します。なお、この際、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないことに留意する必要があります。



日本の義務教育段階の 「多様な学びの場」の連続性

自宅・病院における訪問学級

特別支援学校

特別支援学級

通級による指導

専門的スタッフを配置して通常学級

専門家の助言を受けながら通常学級

ほとんどの問題を通常学級で対応

必要のある時のみ、可能により次第

【まとめ】

地域には、小中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」があります。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

参考: 福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期から一貫した支援のために～」(平成26年4月)

参考: 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」(平成25年10月)【第2編】
http://inclusive.nise.go.jp/?action=common_download_main&upload_id=181

参考: 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」
文部科学省初等中等教育局長 25文科初第756号(平成25年10月4日)

